

北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

○北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(林業振興課)	八一
告 示		
○平成十四年准看護婦試験の実施	(地域医療課)	八四
○一般競争入札の実施(二件)	(障害者保健福祉課)	八六
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	八八
○土地改良事業の計画変更の同意	(土地改良指導課)	八八
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	八八
○道営土地改良事業の工事の完了	(土地改良指導課)	八八
○漁獲共済に係る規約についての同意の確認	(水産経営課)	八八
○北海道林業改善資金貸付規則に基づく林業生産高度化資金、新林業部門導入資金 林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金の貸付基準の一部改正	(林業振興課)	八八
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	八九
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	八九
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	九〇
○道路の区域の変更(二件)	(道路整備課)	九〇
○道路の供用の開始	(道路整備課)	九一
○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)	(道路整備課)	九二
○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行	(都市環境課)	九二
公 告		
○公募型プロポーザルの実施	(生活振興課)	九三
○公募型プロポーザルの実施	(観光振興課)	九三
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(三件)		九四
道教育庁十勝教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)		九五
道警察本部告示		
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正		九六

○特定調達契約に係る入札の公告

公布された規則のあらまし

北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第百十九号)

一 趣旨

林業改善資金の貸付対象品目、貸付限度額等を改定するため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 林業生産高度化資金のうち、高品質材生産資金を貸付対象資金から削除することとした(第一条及び第十二条関係)。
 - 2 林業生産高度化資金のうち、施業受委託導入条件整備資金の名称を施業受委託促進資金に変更するとともに貸付対象品目に間伐、保育その他施業を追加することとした(第二条及び別記第二号様式関係)。
 - 3 林業生産高度化資金のうち、技術導入資金の貸付対象品目から樹園地作業用牽引車改造型搬出用施設(モノレール)、単線循環式軽架線及び小径木搬出用といを削除することとした(第二条関係)。
 - 4 林業生産高度化資金のうち、間伐材高度利用施設資金の貸付対象品目に木材乾燥施設、木材防腐処理施設及び集材製造施設を追加することとした(第二条関係)。
 - 5 林業生産高度化資金のうち、特認間伐施設資金の貸付対象品目からグレイティン・グマシ、フィンガージョイントイングシステム、ブルフロウダー、接着機械、プレス、インサイジングマシン、注薬缶及び木材乾燥施設を削除することとした(第二条関係)。
 - 6 林業労働福祉施設資金のうち、安全生産施設資金の貸付対象品目から油圧式立木伐倒機を削除することとした(第三条関係)。
 - 7 林業労働福祉施設資金のうち、福利厚生施設資金の貸付限度額を一セットにつき八百二十万円から七百五十万円に引き下げることにした(第三条関係)。
- 三 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月十三日

平成十三年十一月十三日 火曜日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百十九号

北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道林業改善資金貸付規則(昭和五十一年北海道規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中第二号の項を削り、第三号の項を第二号の項とし、第四号の項を第三号の項とし、同表第五号の項中「締結して」の下に「当該施設又は」を加え、「委託料の全額を一時に」を「委託料を」に、「施設受委託導入条件整備資金」を「施設受委託促進資金」に、

立木の管理の委託に係る森林一ヘクタール一年につき一万円

を
間伐、保育その他の施設を委託する場合にあつては、委託料の支払に要する費用の百分の八十立木の管理を委託する場合にあつては、当該委託に係る森林一ヘクタール一年につき一万円

に改め、

同項を同表第四号の項とし、同表第六号の項中への事項を削り、トの事項をへの事項とし、チの事項及びリの事項を削り、又の事項をトの事項とし、ルの事項をチの事項とし、オの事項をリの事項とし、ワの事項を又の事項とし、カの事項をルの事項とし、ヨの事項をオの事項とし、タの事項をワの事項とし、同項を同表第五号の項とし、同表第七号の項を同表第六号の項とし、同表第八号の項中「又はツイン丸のこ盤」を「ツイン丸のこ盤、木材乾燥施設、木材防腐処理施設又は集成材製造施設」に、

設、木材防腐処理施設又は集成材製造施設」に、

バーカで農林水産大臣が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セットにつき千二百万円
ツイン丸のこ盤で農林水産大臣が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セットにつき千二百万円

を

バーカ又はツイン丸のこ盤で農林水産大臣が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セットにつき千二百万円
木材乾燥施設、木材防腐処理施設

に改め、同項を同表第七号の項とし、同表第九号の

設又は集成材製造施設で農林水産大臣が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、当該施設の設置に要する費用の百分の八十

項中チの事項からオの事項までを削り、ワの事項をチの事項とし、カの事項をリの事項とし、ヨの事項を又の事項とし、タの事項及びレの事項を削り、ソの事項をルの事項とし、シの事項をオの事項とし、ネの事項をワの事項とし、ナの事項を削り、ラの事項をカの事項とし、ムの事項をヨの事項とし、同項を同表第八号の項とする。

第三条の表第一号の項中、「自動枝打機又は油圧式立木伐倒機」を「又は自動枝打機」に改め、「油圧式立木伐倒機を購入する場合にあつては、一セットにつき三百五十万円」を削り、同表第六号の項中「八百二十万円」を「七百五十万円」に改める。

第十二条第一項中、「高品質材生産資金」を削る。

別記第二号様式中その一の二の事項を削り、その一の三の事項をその一の二の事項とし、その一の四の事項をその一の三の事項とし、同様式その一の五の事項中「施設受委託導入条件整備資金」を「施設受委託促進資金」に、

母 講 者 の 氏 名 又 は 名 称	森 林 所 氏

- (注) 1 対象森林面積の欄は、森林所有者
2 管理委託面積とは、当該契約に
3 1年、1ha当たり前払金額の欄

有 者 名	森 林 面 積		契 約 年 数	契 約 金 額	一 括 前 払 金 額
	対 象 森 林 面 積	委 託 面 積			
	ha	ha	年	円	円

者が所有する森林面積を記載すること。
基ついて森林の管理を委託する森林面積をいうものであること。
は、一括前払金額÷契約年数÷管理委託面積を記載すること。

1年、1ha 当たりの 前払金額 円	
-----------------------------	--

申請者の氏名称 又は	森林所有者 氏名	森 対象森林面積 ha
---------------	-------------	-------------------

- (注) 1 対象森林面積の欄は、森林所有者が所有する森林面積を
2 施業委託面積とは、当該契約に基づいて森林の施業を委
3 管理委託面積とは、当該契約に基づいて森林の管理を委

林 面 積	積 理	契 約 年 数	契 約 金 額
うち施業 委託面積 ha	うち管 理積 ha	年	円

記載すること。
託する面積をいうものであること。
託する森林面積をいうものであること。

受 託 者	契 約 開 始	巡 視	歩 道 開 設	歩 道 改 良	境 界 保 全	報 告
-------	---------	-----	---------	---------	---------	-----

(注) 当該事

住 所	年 月 日					契 約 終 了 時 期
始 時 期	年 月 日					
単 位	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目
回						7
m						

m									
回									

業が2年以上にわたる場合は、それぞれに案分して記載すること。

	年	月	日
年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目

受 託 者 住 所	契 約 開 始 時 期	区 分	単 位	1 年 目
		巡 視	回	()
		歩 道 開 設	m	()
		歩 道 改 良	m	()
		境 界 保 全	回	()
		報 告	回	()
		下 刈	ha	()
		除 伐	ha	()

(注) 1 当該事業が2年以上にわた

<p>1 試験会場</p> <p>北海道水産ビル 小樽市医師会館 渡島合同庁舎 苫小牧市民会館 岩見沢市コミュニティプラザ 岩見沢市自治体ネットワークセンター 旭川勤労者福祉会館 宗谷合同庁舎 北海学園北見大学 帯広市医師会館 釧路市生涯学習センター</p> <p>2 試験の期日</p> <p>平成14年2月19日(火)午前10時から午後0時まで(2時間)</p> <p>3 試験科目</p> <p>(1) 解剖生理 (2) 栄養 (3) 薬理 (4) 病理 (5) 微生物 (6) 保健医療 (7) 関係法規 (8) 精神保健 (9) 基礎看護 (10) 成人看護 (11) 老人看護 (12) 母子看護</p> <p>4 受験資格</p> <p>(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成14年3月31日までに修業見込みの者を含む。)</p> <p>(2) 厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者(平成14年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)</p> <p>(3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者(平成14年3月31日までに修業見込みの者を含む。)</p> <p>(4) 厚生労働大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(平成14年3月31日までに卒業見</p>	<p>込みの者を含む。)</p> <p>(5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生労働大臣が3若しくは(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの又は厚生労働大臣の定める基準に従い知事が適当と認められたもの</p> <p>5 受験願書等の提出先及び提出期間</p> <p>(1) 提出先</p> <p>ア 道内に住所を有する者にあつては、その住所地を所管する保健所 イ 道外に住所を有する者にあつては、北海道保健福祉部地域医療課 (札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 内線 25-385)</p> <p>(2) 提出期間</p> <p>平成14年1月4日(金)から平成14年1月10日(木)まで (郵送の場合にあつては、1月10日までの消印のあるもの限り受け付ける。)</p> <p>6 提出書類</p> <p>次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。</p> <p>(1) 履歴書 1通</p> <p>(2) 平成14年准看護婦試験受験者整理カード(提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真(裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを)を受験者写真台帳の所定欄にはり付けること。) 1通</p> <p>(3) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業(見込)証明書又は卒業(見込)証明書 1通</p> <p>(4) 4の(5)に該当する者にあつては、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面 1通</p> <p>7 試験手数料</p> <p>6,900円に相当する額の北海道収入証紙を受験願書の所定欄にはり付け、出願者の印章又は署名により消印すること。</p> <p>8 受験票の交付</p> <p>受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験の前日までに出願者に送付する。</p> <p>9 合格通知</p> <p>平成14年3月15日(金)の予定</p> <p>10 合格証書の交付</p> <p>試験に合格した者には、合格証書を交付する。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 受験願書、履歴書及び平成14年准看護婦試験受験者整理カードの用紙は、北海道保健福祉部地域医療課及び最寄りの保健所において配布する。</p>
--	---

第4131号

北海道告示第1889号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年11月13日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名称 北海道立太陽の園多機能便所整備工事
 - (2) 契約期間 契約の日から平成14年3月22日まで
 - (3) 工事概要 ひまわり学園ほか3学園（増築により各学園2か所ずつ多機能便所を設置するとともに廊下及び階段に手摺りを設置）

管理棟（既存便所改修により多機能便所を設置）

- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 北海道建設部作成の平成13年度及び平成14年度北海道競争入札参加資格者名簿の建築工事資格者名簿に登載されており、各付けがCであること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 胆振支庁管内に営業所等を有すること。
- 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階共用会議室B
 - (2) 入札日時 平成13年11月29日 午前10時
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。）第147条から第150条までの定めるところによる。

- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部障害者保健福祉課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 725
- 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
- 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者（最低制限価格未満の入札者を除く。）を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否 要
- 10 入札参加申込書の提出
 - 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 - (1) 提出期限 平成13年11月22日
 - (2) 提出場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部障害者保健福祉課
- 11 その他
 - (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名称 北海道保健福祉部障害者保健福祉課
 - イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部障害者保健福祉課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 725

- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1890号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年11月13日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

- (1) 委託をする業務の名称
北海道立太陽の園多機能便所整備工事監理
- (2) 委託期間 契約の日から平成14年3月22日まで
- (3) 工事概要 ひまわり学園ほか3学園（増築により各学園2か所ずつ多機能便所を設置）

管理棟（既存便所改修により多機能便所を設置）

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 北海道建設部作成の平成13年度及び平成14年度北海道競争入札参加資格者名簿の建築設計資格者名簿に登録されていること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 胆振支庁管内に営業所等を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館4階共用会議室B
- (2) 入札日時 平成13年11月29日 午前11時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部障害者保健福祉課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 725

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成13年11月22日
- (2) 提出場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部障害者保健福祉課

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 北海道保健福祉部障害者保健福祉課
- イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部障害者保健福祉課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 725

- (4) この入札の執行は、公開する。

第1314号

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1891号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南長沼土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成13年11月13日

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 住	堀 達 也 所
就 任	平成13.10.29	監 事	長谷川茂正	夕張郡長沼町東3線南6番地	
同	同	同	柏 敏春	東6線南9番地	
同	同	同	漆原 衛	西1線南8番地	
退 任	13.10.28	同	逢坂 利行	東3線南13番地	
同	同	同	長谷川茂正	東3線南6番地	
同	同	同	漆原 衛	西1線南8番地	

北海道告示第1892号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成13年11月2日、旭川市の行う土地改良（聖和地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1893号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。その関係書類は、平成13年11月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	縦 覧 場 所
藤 山	農免農道整備	北海道留萌支庁
上 斜 里	同	北海道網走支庁

北海道告示第1894号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第13条の2第3項の規定により公告する。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	完了年月日
富 岡	土地改良総合整備〔一般型〕（農業用排水）	平成11.11.30
同	同	8.12.6
同	同	10.11.20
同	同	11.11.30
別 太	農免農道整備	同

北海道告示第1895号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る特定第1号漁業者の規約の設定について、同条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達 也

こんぶをとる漁業加入区 雄武

北海道告示第1896号

昭和51年北海道告示第3687号（北海道林業改善資金貸付規則に基づく林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金の貸付基準）の一部を次のように改正する。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達 也

第1の表中2 高品質材生産資金の項を削り、3 被害森林整備資金の項を2 被害森林整備資金の項とし、同表4 複層林転換促進資金の項中「高品質材生産資金に同じ」を「個人である森林所有者、個人である森林所有者の協業体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社、造林公社及び造林事業を行う市町村」に改め、同項を同表3 複層林転換促進資金の項とし、同表5 施業受委託導入条件整備資金の項中「施業受委託導入条件整備資金」を「施業受委託促進資金」に、

「立木の管理の委託に係る委託料の一括前払費用」を「立木の管理の委託に係る委託料の1 間伐、保育施業の委託に料の支払費用 2 立木の管理に係る委託料の」

その他の
係る委託
の委託に
支払費用

に改め、同項を同表4 施行受委託促進資金の項とし、同表6 技術導入資金

の項中カの事項を削り、キの事項をカの事項とし、クの事項及びケの事項を削り、この事項をキの事項とし、サの事項をクの事項とし、シの事項をケの事項とし、又の事項をコの事項とし、セの事項をサの事項とし、ソの事項をシの事項とし、タの事項を又の事項とし、同項を同表5 技術導入資金の項とし、同表7 地域技術導入資金の項を同表6 地域技術導入

資金の項とし、同表8 間伐材高度利用施設資金の項中

- 1 パーカで農林水産大臣が定める基準に適合するものの設置に要する費用
- 2 ツイン丸のご盤で農林水産大臣が定める基準に適合するものの設置に要する費用

を

- 1 パーカ又はツイン丸のご盤で農林水産大臣が定める基準に適合するものの設置に要する費用
- 2 木材乾燥施設、木材防腐処理施設又は集材材製造施設で農林水産大臣が定める基準に適合するものの設置に要する費用

に改め、同項を同表7 間伐材高度利用施設資金の項とし、

同表9 特認間伐施設資金の項中クの事項、ケの事項、コの事項、サの事項及びシの事項を削り、又の事項をクの事項とし、セの事項をケの事項とし、ソの事項をコの事項とし、タの事項及びチの事項を削り、ツの事項をサの事項とし、テの事項をシの事項とし、トの事項を又の事項とし、ナの事項を削り、ニの事項をセの事項とし、又の事項をソの事項とし、同項を同表8 特認間伐施設資金の項とする。

第3の表1 安全生産施設資金の項中6の事項を削り、7の事項を6の事項とする。

北海道告示第1897号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達也

1 保安林の所在場所 名寄市字弥生489の1・字智恵文100の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1898号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達也

1(1) 保安林予定森林の所在 中川郡本別町西仙美里218の1・218の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

第1314号

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

2(1) 保安林子定森林の所在 白糠郡白糠町和天別11066の7地先（国有林。次の図に示す場所）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第1899号
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年11月13日
北海道知事 堀 達也

1(1) 解除に係る保安林の所在 旭川市字近文7線4号1の2、字近文8線4号2の2
在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在 河東郡士幌町字中士幌165の13（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 排水路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第1900号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年11月13日

北

1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路線 名 区

変更前後の別

敷地の幅員

延長

国道等との重複区間

縦覧場所

北海道知事 堀 達也

大曲工業団地美しが丘線 北広島市大曲238番2から

北広島市大曲121番まで

48.50mから101.70mまで

933.20m

道道仁別大曲線
L = 6.60m

北海道札幌土木現業所

仁 別 大 曲 線 北広島市大曲825番4から

北広島市大曲153番まで

48.50mから101.70mまで

939.80m

道道仁別大曲線
L = 189.80m

同

19.00mから53.57mまで

1,234.50m

9.50mから16.23mまで

1,215.50m

下川風連線	上川郡風連町字日連3229番地先から 上川郡風連町字日連3113番地先まで	後	19.00mから 53.57mまで	1,234.50m	—	—	—	—	—
		後	9.50mから 16.23mまで	1,215.50m	—	—	—	—	—
		後	10.50mから 56.00mまで	1,310.80m	—	—	—	—	—
		前	19.00mから 22.50mまで	225.93m	—	—	—	—	北海道旭川土木現業所
		後	16.00mから 23.00mまで	225.93m	—	—	—	—	—
		前	24.50mから 86.50mまで	421.11m	—	—	—	—	同
		後	24.50mから 86.50mまで	421.11m	—	—	—	—	—
		後	31.50mから 112.96mまで	416.04m	—	—	—	—	—

北海道告示第1901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達也

1(1) 道路の種類	道道	変更前	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
(2) 路線名	薫別川北線	後の別	19.50mから 40.00mまで	380.00m	—
(3) 道路の区域	間	後の別	25.00mから 43.50mまで	380.00m	—
	標準津郡標準津町字古多標86番3地先から標準津町字古多標87番4地先まで				
2(1) 道路の種類	道道				
(2) 路線名	知床公園羅白線				
(3) 道路の区域					

北海道告示第1902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達也

区	間	変更前	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間										
目梨郡羅臼町海岸町410番10地先（海浜地）から目梨郡羅臼町海岸町417番1地先（海浜地）まで		後	15.86mから 15.98mまで	38.59m	—										
		後	15.86mから 31.45mまで	38.59m	—										
路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期
道路	土別滝の上線		士別市上士別町1288番1地先から士別市上士別町1190番1地先まで												平成13.11.13
			上川郡朝日町字岩尾内6554番1地先から上川郡朝日町字岩尾内6641番1地先（河川敷地）まで												同

第1314号

北海道告示第1903号

道路 和寒鷹栖線 上川郡和寒町字中和1181番1地先から 平成13.11.13
 道路 和寒幌加内線 上川郡和寒町字西和563番1地先から
 上川郡和寒町字西和593番1地先まで 同

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成13年11月13日

北海道知事 堀 達也

北海道 公 道 規 則

1 道路の種類 道道
 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

神威 小清水線 斜里郡清里町字神威70番5地先（道道清里止別線交点）から
 斜里郡小清水町字泉291番1地先まで

計呂地 若佐線 紋別郡湧別町字計呂地2108番1地先から
 紋別郡湧別町字計呂地2110番1地先まで

変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
前	13.50mから33.50mまで	2,225.00m	道道清里止別線における5.70mの間	北海道網走土木現業所
後	15.70mから37.00mまで	2,221.00m	道道清里止別線における7.70mの間	同
前	14.50mから30.50mまで	663.00m	—	同
後	14.80mから38.00mまで	662.00m	—	同
前	25.31mから49.61mまで	59.39m	—	同
後	25.31mから47.68mまで	59.39m	—	同

北海道告示第1904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成13年11月13日

1 道路の種類 道道
 2 路線名 湧河豊頃停車場線
 3 道路の区域 区

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1905号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。
 その関係書類は、北海道網走土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
 平成13年11月13日

変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
前	12.50mから37.00mまで	230.00m	—	—
後	29.00mから56.00mまで	230.00m	—	—

北海道知事 堀 達也

1	都市計画事業の種類及び名称	北見都市計画道路事業（3・4・25号大正通及び3・3・7号大雪大通）
2	施行者の名称	北海道
3	事務所の所在地及び名称	網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所
4	事業地の所在	北見市三輪並びに緑町3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目地内

公 報

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達 也

1 事業概要

(1) 事業名 NPO経営指導者育成事業

(2) 業務内容 NPO活動を活性化させるためには、安定的、継続的なNPOの運営やNPOの事業遂行能力を高めるための人材の育成が必要であることから、これらに関する実践的な研修事業の実施を委託する。

(3) 履行期限 平成14年3月22日

2 参加資格及び選定基準

(1) 企画提案書の提出者に要求する資格

ア 研修事業を業として行う法人事業者又はNPOの支援やNPO活動の促進を図ることを設立目的とした特定非営利活動法人であること。

イ 過去2年間（平成11年度から13年度まで）に官公庁又は民間事業者との間で人材育成のための研修事業に関する契約を締結し、確実に履行した実績を有すること。

ウ 道内に本社、支店、事務所等の活動の拠点を置く法人であること。

(2) 選定基準

ア 新規雇用の創出

イ 新規雇用者数等

ロ 業務処理体制

ハ 業務実施の体制等

ニ 企画提案の内容

ホ 研修カリキュラムの内容等

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8588	札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課NPO推進係	
電話番号 011 - 231 - 4111	内線 24 - 174
ファクシミリ 011 - 232 - 3965	
(2) 説明書の交付期間及び場所	平成13年11月13日から20日まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
交付場所は(1)と同じ。	
(3) 資格審査申請書の提出期限等	平成13年11月20日（火） 午後4時必着
提出場所は、(1)と同じ。	
提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る）による。	
いずれの場合も提出方法を電話により事前に連絡すること。	
(4) 企画提案書の提出期限等	平成13年11月29日（木） 午後3時必着
提出場所は、(1)と同じ。	
提出方法は、持参による。	
4 その他	
(1) 契約書作成の要否	要
(2) 関連情報入手するための照会窓口	3(1)と同じ。
(3) その他	企画提案書に関するヒアリングを実施する。詳細は、企画提案説明書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成13年11月13日

北海道知事 堀 達 也

1 事業概要

(1) 事業名 北海道観光情報システム整備（外国語版）業務

(2) 業務内容 北海道観光総合データベース（URL：http://www.with.pref.hokkaido.jp/kankob/）中の「北海道の魅力」に適宜必要な情報を加えるなどしたものを英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語に翻訳し、ホームページを作成してインターネットで海外へ向け北海道観光情報の発信を行う業務を委託する。

第1314号

報 告 公 開 北 道

<p>(3) 履行期限 平成14年3月20日</p> <p>2 参加資格及び特定基準</p> <p>(1) プロポーザルの提出者に要求される資格</p> <p>ア 経営状況、経営規模において契約の履行に支障がないこと。</p> <p>イ 道内に営業拠点を有する営利法人であること。</p> <p>ウ 過去に観光関連の翻訳業務を行った実績を有していること。</p> <p>エ 過去にホームページ作成業務を行った実績を有していること。</p> <p>オ 事業の実施に伴う新規の雇用及び就業機会の創出に係る労務費の割合が原則として委託費の25%以上を確保できること。</p> <p>(2) プロポーザルの特定基準</p> <p>ア 事務所の実力</p> <p>イ 事務所の実施体制等</p> <p>ウ 新規雇用の考え方</p> <p>エ 新規雇用数、年齢構成、新たな就業の可能性等</p> <p>オ コンテナツツについて</p> <p>イ 発信する情報の内容等の考え方等</p> <p>エ 翻訳について</p> <p>オ 翻訳に当たった考え方等</p> <p>オ システムについて</p> <p>オ システム作成に当たった考え方等</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部局</p> <p>郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目</p> <p>北海道経済部観光振興課</p> <p>電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 587</p> <p>(2) 説明書の交付期間、場所及び方法</p> <p>平成13年11月13日(火)から19日(月)まで</p> <p>(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)</p> <p>交付場所は(1)に同じ。直接交付する(郵送等はしない。)</p> <p>(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法</p> <p>平成13年11月20日(火)午後5時</p> <p>提出場所は(1)に同じ。</p> <p>持参すること(郵送等は不可)。</p> <p>(4) プロポーザルの受領期限、提出場所及び方法</p> <p>平成13年11月26日(月)午後5時</p>
--

<p>提出場所は(1)と同じ。</p> <p>持参すること。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。</p> <p>(4) プロポーザルに関するヒアリングを行う。</p> <p>(5) 詳細は、プロポーザル説明書によること。</p>	<p>交 付 知 照</p>	<p>北海道渡島支庁告示第33号</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成13年11月13日</p> <p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>上磯郡上磯町字追分235番3のうち</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>上磯郡上磯町字追分151番地 工藤 博行</p> <p>3 開発許可年月日及び番号</p> <p>平成13年9月14日 渡建指第13-10号</p>	<p>北海道網走支庁告示第24号</p>	<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成13年11月13日</p>	<p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>紋別郡遠軽町学田2丁目2番6</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>紋別郡湧別町字苗露194番地の2 遠軽地区農業共済組合 組合長理事 加藤 弘一</p> <p>北海道網走支庁長 太田 敏夫</p>
--	----------------	--	-----------------------------	---	--

<p>3 開発許可年月日及び番号 平成13年 4月13日 網建指第13 - 2号</p> <p>北海道根室支庁告示第 8号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月13日</p> <p style="text-align: center;">北海道根室支庁長 能 田 文 男</p> <p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 根室市光洋町 2丁目29番 1</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 根室市緑町 3丁目 5番地 株式会社 イデアイア 代表取締役 松本 和俊</p> <p>3 開発許可年月日及び番号 平成13年 2月21日 網建指第12 - 4号</p>	<p style="text-align: center;">興教育庁十勝教育局告示</p> <p>北海道教育庁十勝教育局告示第 9号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成13年11月13日</p> <p style="text-align: center;">北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品（机・椅子類） 生徒用机・椅子、事務用机・椅子など 1,569点</p> <p>(2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品（電気類） パソコン、テレビなど 60点</p> <p>(3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品（教材類） OHPなど 65点</p> <p>(4) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品（机・椅子類） 事務用机など 146点</p> <p>(5) 北海道帯広柏葉高等学校及び北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品（実験台類） 生徒用実験台など 29点</p> <p>2 落札を決定した日 平成13年 9月 4日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品（机・椅子類） ア 氏 名 ㈱曾我 代表取締役 曾 我 彰 夫</p>
---	--

<p>イ 住 所 帯広市南町東 1条 2丁目 2番</p> <p>(2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品（電気類） ア 氏 名 ㈱コムコ 代表取締役 津 村 宏 治 イ 住 所 帯広市西 2条南 3丁目11番地の 2</p> <p>(3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品（教材類） ア 氏 名 ㈱朝日 代表取締役 朝 日 正 行 イ 住 所 帯広市西 7条南 5丁目 2番地</p> <p>(4) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品（机・椅子類） ア 氏 名 ㈱徳丸商事 代表取締役 徳 丸 利 昭 イ 住 所 帯広市西19条南 2丁目10番 9号</p> <p>(5) 北海道帯広柏葉高等学校及び北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品（実験台類） ア 氏 名 ㈱加藤家具店 代表取締役 加 藤 正 昭 イ 住 所 帯広市大通南 8丁目</p> <p>4 落札金額</p> <p>(1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品（机・椅子類） 20,790,000円</p> <p>(2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品（電気類） 3,748,500円</p> <p>(3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品（教材類） 6,300,000円</p> <p>(4) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品（机・椅子類） 3,192,000円</p> <p>(5) 北海道帯広柏葉高等学校及び北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品（実験台類） 7,770,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成13年北海道教育庁十勝教育局告示第 4号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道帯広市東 3条南 3丁目</p>	<p>北海道教育庁十勝教育局告示第10号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成13年11月13日</p>
---	---

第1314号

報 告 公 開 報 告

北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (事務器類)
靴箱、デスクワットなど 905点
- (2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (家具類)
ベッドなど 18点
- (3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (掃除用具類)
ゴミ箱など 764点
- (4) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (厨房類)
クーロンキヤピネットなど 4点
- (5) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (事務器・ロッカー類)
パソコフ、時計など 106点
- (6) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (教材・書架類)
テレビ、ビデオカメラなど 65点
- (7) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (電気・作業機械類)
洗濯機など 5点
- 2 落札を決定した日
平成13年9月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (事務器類)
ア 氏 名 (有)コムコ 代表取締役 津 村 宏 治
イ 住 所 帯広市西2条南3丁目11番地の2
- (2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (家具類)
ア 氏 名 (株)まつみ商会 代表取締役 松 見 喜代志
イ 住 所 帯広市東1条南20丁目14番地
- (3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (掃除用具類)
ア 氏 名 (株)コニシ 代表取締役 小 西 幸 夫
イ 住 所 帯広市西19条南1丁目4番地10
- (4) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (厨房類)
ア 氏 名 (有)コムコ 代表取締役 津 村 宏 治
イ 住 所 帯広市西2条南3丁目11番地の2
- (5) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (事務器・ロッカー類)
ア 氏 名 (株)カネタ 代表取締役 金 田 和 男
イ 住 所 帯広市西7条南1丁目9番地
- (6) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (教材・書架類)

- ア 氏 名 (有)コムコ 代表取締役 津 村 宏 治
イ 住 所 帯広市西2条南3丁目11番地の2
- (7) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (電気・作業機械類)
洗濯機など5点
- ア 氏 名 (有)コムコ 代表取締役 津 村 宏 治
イ 住 所 帯広市西2条南3丁目11番地の2
- 4 落札金額
- (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (事務器類)
26,460,000円
- (2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (家具類)
1,207,500円
- (3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (掃除用具類)
786,775円
- (4) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (厨房類)
619,500円
- (5) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (事務器・ロッカー類)
7,969,500円
- (6) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (教材・書架類)
5,229,000円
- (7) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (電気・作業機械類)
1,068,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道教育庁十勝教育局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

報 告 公 開 報 告

北海道警察本部告示第153号
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成13年11月13日から施行する。
平成13年11月13日

別表札幌方面西警察署の項中

北海道警察本部長 山田 高 廣

前田	同 手稲区 前田5条15丁目 8番13号	同 手稲区前田1条10丁目から12丁目まで、前田2条10丁目から13丁目まで、前田3条10丁目、前田4条及び前田5条の9丁目から15丁目まで、前田6条8丁目から16丁目まで、前田7条8丁目から18丁目まで(16丁目欠)、前田8条8丁目から19丁目まで(16丁目欠)、前田9条9丁目から19丁目まで、前田10条9丁目から20丁目まで、曙1条から曙4条までの1丁目及び2丁目並びに手稲前田
----	----------------------------	--

を

前田	同 手稲区 前田5条15丁目 8番13号	同 手稲区前田1条10丁目から12丁目まで、前田2条10丁目から13丁目まで、前田3条10丁目、前田4条及び前田5条の9丁目から15丁目まで、前田6条8丁目から16丁目まで、前田7条8丁目から18丁目まで(16丁目欠)、前田8条8丁目から19丁目まで(16丁目欠)、前田9条9丁目から19丁目まで、前田10条9丁目から20丁目まで、前田11条から前田13条までの10丁目、曙1条から曙4条までの1丁目及び2丁目並びに手稲前田
----	----------------------------	--

に改め、

稲穂	同 手稲区 稲穂3条7丁目 261番地8	を
稲穂	同 手稲区 稲穂3条7丁目 6番10号	に改め、同表旭川方面土別警察署の項中

駅前

士別市大通東、大通西、東1条から東10条まで及び西1条から西5条までの1丁目から13丁目まで(東3条3丁目及び4丁目、東4条4丁目、東5条4丁目、8丁目及び10丁目、東7条4丁目及び10丁目から13丁目まで、東9条1丁目、東10条1丁目、2丁目及び8丁目西3条4丁目並びに西5条6丁目から10丁目まで及び13丁目欠)、大通、東1条から東8条まで及び西2条から西4条までの北1丁目から北9丁目まで(東1条及び東2条の北5丁目及び北6丁目、東3条北6丁目及び北9丁目、東4条北9丁目、東5条北2丁目及び北9丁目、東7条北1丁目から北3丁目まで、北6丁目及び北9丁目並びに東8条北2丁目及び北7丁目から北9丁目まで欠)、東丘1丁目から3丁目まで、南町東及び南町西の1区から4区まで、東山町、北町、南士別町、西士別町、下士別町並びに武徳町	同 中士別町および川西町
---	--------------

を

士別市大通北1丁目から9丁目まで(5丁目及び6丁目欠)、大通東及び大通西の1丁目から21丁目まで、東1条1丁目から17丁目まで、東2条から東5条までの1丁目から21丁目まで(東3条14丁目及び15丁目欠)、東6条1丁目から17丁目まで、東7条1丁目から14丁目まで、東8条1丁目から15丁目まで(14丁目欠)、東9条及び東10条の1丁目から13丁目まで、	同 中士別町4線東3番地	同 中士別町西3条
---	--------------	-----------

駅前	9丁目782番地	宗から東8条までの北1丁目から北9丁目まで(東1条及び東2条の北5丁目及び北6丁目欠)、西1条から西3条までの1丁目から21丁目まで(西2条及び西3条の4丁目欠)、西4条1丁目から20丁目まで、西5条1丁目から13丁目まで、西1条から西5条までの北1丁目から北9丁目まで、東丘1丁目から3丁目まで、南町東及び南町の3区及び4区、東山町、北町、南士別町、西士別町並びに下士別町
	中士別町4線東3番地	中士別町、川西町及び武徳町

に改め、同表旭川方面稚内警察署の項中

鬼志別	宗谷郡猿払村字オヌシユベソ原野228番17	宗谷郡猿払村字鬼志別、字小石、字豊里、字猿払、字上猿払、字浜猿払、字芦野、字浅茅野、字浅茅野台地、字猿骨及び字イサヌカ
知来別	同	字知来別、字浜鬼志別、字ナイウトロ、字エサンベ及び字シネシノコ並びに稚内市大字宗谷村字東浦

を

鬼志別	宗谷郡猿払村鬼志別東町、鬼志別西町、鬼志別南町、鬼志別北町、小石、豊里、猿払、上猿払、浜猿払、芦野、浅茅野、浅茅野台地及び狩別	宗谷郡猿払村鬼志別東町、鬼志別西町、鬼志別南町、鬼志別北町、小石、豊里、猿払、上猿払、浜猿払、芦野、浅茅野、浅茅野台地及び狩別
知来別	同	知来別及び浜鬼志別並びに稚内市大字宗谷村字東浦

に改める。

北海道警察本部告示第154号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成13年11月13日

北海道警察本部長 山田 高 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量
ネットワークシステム用端末装置 一式(1月当たりの単価)
- (2) 調達をする賃借物品の様態等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成14年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃借借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成13年11月19日から12月6日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

- (2) 入札日時 平成13年12月25日 午前10時(郵送による場合は、必着)

<p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価)をもって入札 (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>11 Summary (1) Nature and quantity of the products to be procured : Computer System 1 set (2) Bid submission date and time : 10:00 A. M., December 25, 2001 (3) For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Ext. 2236</p>
---	--

平成十三年十一月十三日

火曜日

一〇〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課